

財団法人 富山県社会保険協会寄附行為

昭和 24 年 3 月 1 日	許 可
昭和 48 年 9 月 29 日	1 部変更
昭和 55 年 5 月 15 日	1 部変更
昭和 61 年 5 月 13 日	1 部変更
平成 4 年 1 月 7 日	1 部変更
平成 5 年 6 月 16 日	1 部変更
平成 11 年 9 月 17 日	1 部変更
平成 12 年 4 月 1 日	1 部変更
平成 13 年 11 月 13 日	1 部変更
平成 17 年 10 月 20 日	1 部変更
平成 20 年 3 月 21 日	1 部変更
平成 22 年 1 月 1 日	1 部変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人 富山県社会保険協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人の事務所は、富山市湊入船町 3 番 3 0 号に置く。

(支部の設置)

第 3 条 この法人は、必要に応じて支部を置くことができる。

2 支部の組織及びその他必要な事項は別に定める。

(目 的)

第 4 条 この法人は、健康保険及び厚生年金保険、その他社会保険（以下「社会保険」という。）事業の円滑な運営を促進し、併せて被保険者及びこれらの被扶養者の福祉を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会保険の被保険者及び被扶養者の健康保持増進に関する事業
- (2) 社会保険の普及発展に寄与するための広報活動及び研究
- (3) 社団法人全国社会保険協会連合会から委託を受けて行う、政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者に対する医療費貸付事業並びに出産費貸付事業
- (4) 国又は地方公共団体から委託を受けて行う次の事業

- ア 健康づくり事業
- (5) その他この法人において必要と認めた事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 賛助会費
- (5) 補助金等
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第7条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産は、郵政官署若しくは確実な金融機関に預入、信託会社に信託し、又は国債、公債その他安全確実な有価証券に代えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、東海北陸厚生局長の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(長期借入金)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の議決を経て、かつ、東海北陸厚生局長の承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第12条 第9条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会及び評議員会の議決を経て、かつ、東海北陸厚生局長の承認を得なければならない。

第3章 事業計画等

(事業計画及び予算)

第13条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会計年度ごとに会長が作成し、理事会及び評議員会の承認を得て、当該年度開始前に東海北陸厚生局長に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

(特別会計の設置)

第14条 この法人において特定の事業を行う場合は、特別会計を設置することができる。

2 特別会計の必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業報告及び決算)

第15条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として会長が作成し、監事の監査を経、理事会及び評議員会の承認を得て、当該年度終了後60日以内に東海北陸厚生局長に報告しなければならない。

(会計年度)

第16条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第17条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

(1) 理事 11人以上15人以内

(2) 監事 3人

2 理事のうち、1人を会長、4人を副会長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 役員構成は、役員相互に親族その他特別の関係のある数が、役員現在数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は相互に同一の親族、特定の企業関係者、所管する官庁の出身者、同一の業界の関係者又はこの法人の職員である者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて遅滞なくその旨を東海北陸厚生局長に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を東海北陸厚生局長に届け出なければならない。

(職務)

第19条 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、この法人の業務のうち理事会の議決に基づき、定められた常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は東海北陸厚生局長に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第5章又は第6章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること。

(任 期)

第20条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解 任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、これを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決をする前に、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第22条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 理 事 会

(構 成)

第23条 理事会は理事をもって構成する。

(権 能)

第24条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎年2回開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が、必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(召 集)

第26条 理事会は、会長がこれを招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に規定する場合にあっては、その請求のあった日から14日以内に、理事会を招集しなければならない。

3 会長は、理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、その理事は、出席したものとみなす。

2 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、会長は理事に対し書面により賛否を求め、これをもって理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者につ

いては、その旨を付記すること。)

(3) 議事録署名人の選任に関する事項

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及び結果

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

第 6 章 評議員会

(設 置)

第 3 2 条 この法人に、評議員 2 0 人以上 2 5 人以内をもって構成する評議員会を置く。

(権 能)

第 3 3 条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じてこの法人の運営に関する基本的な事項について審議し、会長に助言する。

(会議の運営等)

第 3 4 条 評議員会は、会長がこれを招集する。

2 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員がこれを互選する。

3 第 2 6 条第 3 項及び第 2 8 条から第 3 1 条までの規定は、評議員会について準用する。

(評議員)

第 3 5 条 評議員は、別に定める地区ごとに理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

2 評議員は、役員を兼ねることができない。

3 第 2 0 条、第 2 1 条及び第 2 2 条の規定は、評議員について準用する。

第 7 章 賛助会員、顧問及び事務局

(賛助会員)

第 3 6 条 この法人の目的に賛同し、別に定める賛助会費を納入するものを、賛助会員とする。

(顧問)

第37条 会長は、理事会及び評議員会の承認を得て、顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、会長の求めに応じ、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。

3 顧問の任期は、2年とする。

(事務局)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を、置くことができる。

3 職員の任免は、会長が行う。

(帳簿及び書類の備付け)

第39条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を、備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、東海北陸厚生局長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第41条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、東海北陸厚生局長の承認を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第42条 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経て、かつ、東海北陸厚生局長の承認を得、この法人と類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄付するものとする。

第9章 補 則

(委 任)

第43条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定めるものとする。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、富山県知事の認可があった日から施行する。
- 2 この寄附行為の変更前に評議員会においてこの法人の基本財産に繰り入れることを決議している財産については、第7条第2項に規定する基本財産とする。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、富山社会保険事務局長の認可があった日より施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、認可のあった日より施行し、第5条第4号（出産費貸付事業）は平成13年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、社会保険事務局長の認可があった日より施行し、第17条（役員の数）は平成17年10月11日から、第32条（評議員の数）は平成17年11月26日から適用する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、社会保険事務局長の認可があった日より施行し、第2条（事務所）は平成20年3月24日から適用する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、社会保険事務局長の認可があった日より施行し、平成22年1月1日から適用する